

新型コロナウイルス感染症に伴う  
長門市中小企業経営安定資金融資保証制度のご案内  
(保証料は長門市が全額補助します。)

長門市では、この度の新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、支障を生じている市内中小企業者に対する資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資の保証料に対して補助を行います。

資金用途	運転資金	
対象となる 中小企業者等  ※ 中小企業基本 法等に規定する中 小企業者、小規模 事業者等	① 最近 1 か月の売上高が前年同月比 5%以上減少しているとともに、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少することが見込まれること。	
	② 市内で 1 年以上の営業経歴を有し、中小企業信用保険の対象業種を営む方。	
	③ 申込時において市税の滞納がない方。	
	個人	市内に住み、住民登録をしている方
	法人	市内に登録してある事業所を持つ方
融資限度額	1, 000万円 (※1)	
融資利率	年 1. 5%	
保証料率	信用保証協会所定の率 (保証料は長門市が全額補助)	
融資期間	運転資金 7年以内 (据え置き 1年以内を含む)	
保証人	個人事業主の場合は不要。法人の場合は代表者。	
担保	原則徴求しない	
取扱金融機関	市内金融機関の本店及び支店 (山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫)	
貸付取扱期間	令和 2 年 3 月 17 日から令和 2 年 6 月 30 日	

◆ 申請に必要な書類 (まずは指定の取扱金融機関にご相談下さい。)

- ◎ 新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金対象要件申告書
- ◎ 市税の完納証明書【写】
- ◎ 売上高等の減少を確認するための証拠書類 (試算表、売上台帳、その他売上が分かる資料等)

**金融機関の審査により、融資や融資限度額までお借入ができない場合があります。**

(※ 1) 現行の長門市中小企業長期経営安定資金融資制度と別枠での借入が可能です。